

# 退職手当共済制度を通じて、 福祉施設などにお勤めの みなさまを支えます



## ■ 事業の概要 ■

社会福祉法人等が経営する保育所や特別養護老人ホーム、障害をお持ちの方を支援する施設などの社会福祉施設を退職された方へ退職手当金を支給する制度です。

全国を統一基準で網羅することにより、社会福祉事業の振興を目的とし、福祉施設に従事する人材の確保と定着、処遇の向上に貢献しています。



福祉施設職員の将来設計に役立っています。

特色  
1

退職金の財源は契約者(社会福祉法人等)・国・都道府県の三者負担であり、職員個人の負担はありません。

特色  
2

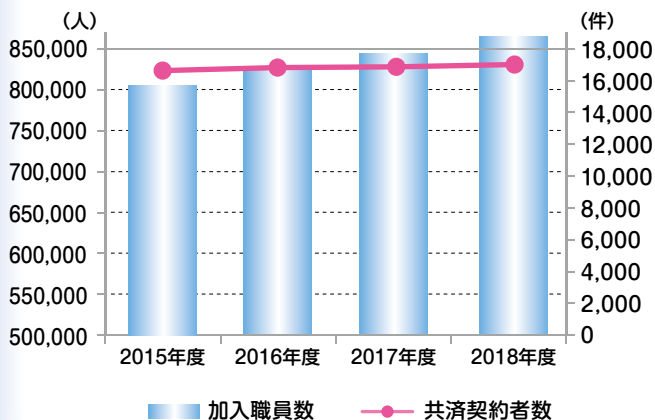
人材の確保と定着に役立つ制度です。

特色  
3

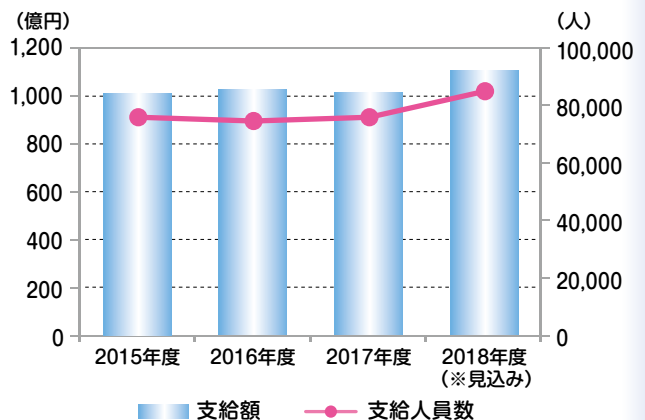
法律に基づく制度であり、社会福祉法人の約90%が利用しています。

退職手当共済制度は、制度開始以来50年以上にわたり、延べ約192万人に退職金を支給してきました。現在では、契約者(社会福祉法人等)は約1万7千、加入職員は約86万人にのぼります。

共済契約者数・加入職員数の推移



支給額・支給人員数の推移



【お問い合わせ】

共済部 退職共済課

加入手続き等に関して TEL0570-050-294

退職手当金の支給に関して TEL0570-050-294

FAX03-3438-0584

FAX03-3438-9261